

## 大日本帝国憲法

### 上諭（天皇の言葉）

私（天皇）は、祖先が残した偉業を受け継ぎ、万世一系（永遠に一つの血統）の帝位につき、私の親愛なる臣民（国民）が、まさに私の祖先が恵み慈しみ養ってきた臣民であることを思い、その幸福を増進し、その優れた道徳と才能を発達させることを願う。

また、臣民の翼賛（協力）によって共に国家の進展を維持することを望み、ここに明治十四年十月十二日の詔（みことのり）の約束を実行し、この大憲（憲

法)を制定する。そして、私が従うべき道筋を示し、私の子孫および臣民、ならびに臣民の子孫に対し、永遠に従うべきことを知らせる。

国家を統治する大権は、私がこれを祖先から受け継ぎ、これを子孫に伝えていくものである。私および私の子孫は、将来この憲法の条文に従ってこれを行使することを誤ってはならない。

私は、我が臣民の権利および財産の安全を尊重し、これを保護し、この憲法および法律の範囲内においてその権利を完全に享受させることを宣言する。

帝国議会は明治二十三年に召集し、議会開会の時をもってこの憲法を有効

とする時期とする。将来、もしこの憲法のいずれかの条文を改定する必要が  
ある時期が来たならば、私および私の後を継ぐ子孫が発議の権限を取り、これ  
を議会に付議する。

議会はこの憲法に定めた要件によってこれを議決するほか、私の子孫および  
臣民は、あえてこれを勝手に変更しようと試みてはならない。

朝廷に仕える私の大臣たちは、私のためにこの憲法を施行する責任を負う  
べきであり、私の現在および将来の臣民は、この憲法に対して永遠に従順の義  
務を負うべきである。

御名御璽（天皇の署名と印）

## 第一章 天皇

第一条 大日本帝国は、万世一系の天皇がこれを統治する。

第二条 皇位は、皇室典範の定めるところにより、皇族の男子の子孫がこれを継承する。

第三条 天皇は神聖であり、侵してはならない（絶対不可侵である）。

第四条 天皇は国の元首であり、統治権を総攬（すべてを掌握）し、この憲法の規定に従ってこれを行使する。

第五条 天皇は、帝国議会の協賛（同意・協力）をもって、立法権を行使する。

第六条 天皇は法律を裁可（承認）し、その公布および執行を命じる。

第七条 天皇は帝国議會を召集し、その開会、閉会、停会、および衆議院の解散を命じる。

第八条（一） 天皇は、公共の安全を保持し、またはその災厄を避けるため、緊

急の必要がある場合において、帝国議会が閉会しているときは、法律に代わるべき勅令（天皇の命令）を発する。（二）この勅令は、次の会期において帝国議会に提出しなければならない。もし議会が承諾しないときは、政府は将来に向かってその効力が失われることを公布しなければならない。

第九条 天皇は、法律を執行するために、または公共の安寧秩序（平和と秩序）を保持し、および臣民の幸福を増進するために必要な命令を発し、または発動させる。ただし、命令をもって法律を変更することはできない。

第十条 天皇は、行政各部の官制および文武官の俸給（給与）を定め、文武官を任免する。ただし、この憲法または他の法律に特例が定められているもの

は、それぞれその条項による。

第十一条 天皇は、陸海軍を統帥（指揮統制）する。

第十二条 天皇は、陸海軍の編制および常備兵の数を定める。

第十三条 天皇は、宣戦布告をし、講和（平和条約の締結）を行い、および諸般の条約を締結する。

第十四条（一）天皇は戒厳を宣告する。（二）戒厳の要件および効力は、法律でこれを定める。

第十五条 天皇は、爵位、勲章およびその他の栄典を授与する。

第十六条 天皇は、大赦、特赦、減刑および復権を命じる。

第十七条 (一) 摂政を置く場合は、皇室典範の定めるところによる。(二) 摂政は、天皇の名において大権を行使する。

## 第二章 臣民権利義務

第十八条 日本臣民となる要件は、法律の定めるところによる。

第十九条 日本臣民は、法律や命令が定める資格に応じ、等しく文武官に任命され、その他の公務に就くことができる。

第二十条 日本臣民は、法律の定めに従い、兵役の義務を有する。

第二十一条 日本臣民は、法律の定めに従い、納税の義務を有する。

第二十二条 日本臣民は、法律の範囲内において、居住および移転の自由を有する。

第二十三条 日本臣民は、法律によらなければ、逮捕、監禁、審問、処罰を受けることはない。

第二十四条 日本臣民は、法律に定められた裁判官の裁判を受ける権利を奪われることはない。

第二十五条 日本臣民は、法律に定められた場合を除き、その許諾なくして住居に侵入され、搜索されることはない。

第二十六条 日本臣民は、法律に定められた場合を除き、信書（手紙など）の秘密を侵されることはない。

第二十七条 (一) 日本臣民は、その所有権（財産権）を侵されることはない。

(二) 公益のために必要な処分は、法律の定めるところによる。

第二十八条 日本臣民は、安寧秩序を妨げず、かつ臣民としての義務に背かない限りにおいて、信教の自由を有する。

第二十九条 日本臣民は、法律の範囲内において、言論、著作、出版、集会および結社の自由を有する。

第三十条 日本臣民は、相当の敬礼（礼儀）を守り、別に定める規程に従って請

願を行うことができる。

第三十一条 本章に掲げた規定は、戦時または国家事変の場合において、天皇の大権の行使を妨げるものではない。

第三十二条 本章に掲げた規定は、陸海軍の法令または規律に抵触しないもの  
に限り、軍人にも準用される。

### 第三章 帝国議会

第三十三条 帝国議会は、貴族院と衆議院の両院で成立する。

第三十四条 貴族院は、貴族院令の定めるところにより、皇族、華族および勅任された（天皇から任命された）議員で組織される。

第三十五条 衆議院は、選挙法の定めるところにより、公選された（選挙で選ばれた）議員で組織される。

第三十六条 何人も、同時に両議院の議員となることはできない。

第三十七条 すべての法律は、帝国議会の協賛を経る必要がある。

第三十八条 両議院は、政府の提出する法律案を議決し、また各々法律案を提出することができる。

第三十九条 両議院のいずれか一方で否決された法律案は、同じ会期中に再び提出することはできない。

第四十条 両議院は、法律またはその他の事件について、各々その意見を政府に建議（提案）することができる。ただし、採用されなかったものは、同じ会期中に再び建議することはできない。

第四十一条 帝国議会は、毎年これを召集する。

第四十二条 帝国議会の会期は三ヶ月とする。必要がある場合においては、勅命をもってこれを延長することがある。

第四十三条 (一) 臨時または緊急の必要がある場合においては、常会(通常の議会)のほか臨時会を召集しなければならない。(二) 臨時会の会期を定めるのは勅命による。

第四十四条 (一) 帝国議会の開会、閉会、会期の延長および停会は、両院同時にこれを行わなければならない。(二) 衆議院の解散が命じられたときは、貴族院は同時に停会されなければならない。

第四十五条 衆議院の解散が命じられたときは、勅命をもって新たに議員を選挙させ、解散の日から五ヶ月以内にこれを召集しなければならない。

第四十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

第四十七条 両議院の議事は過半数で決する。賛否同数のときは、議長が決するところによる。

第四十八条 両議院の会議は公開する。ただし、政府の要求またはその院の決

議により、秘密会とすることができらる。

第四十九条 両議院は、各々天皇に上奏（意見を申し上げる）することができらる。

第五十条 両議院は、臣民から提出される請願書を受け取ることができらる。

第五十一条 両議院は、この憲法および議院法に掲げるもののほか、内部の整理に必要な諸規則を定めることができらる。

第五十二条 両議院の議員は、議院において発言した意見および表決について、

院外で責任を負うことはない。ただし、議員が自らその言論を演説、刊行、筆記またはその他の方法をもって公表したときは、一般の法律によって処分される。

第五十三条 両議院の議員は、現行犯罪または内乱・外患に関する罪を除くほか、会期中は所属する院の許諾なくして逮捕されることはない。

第五十四条 国务大臣および政府委員は、いつでも各議院に出席し、発言することができらる。

## 第四章 国務大臣及枢密顧問

第五十五条 (一) 国務大臣は天皇を輔弼(補佐)し、その責任を負う。(二) すべての法律、勅令、その他国務に関する詔勅には、国務大臣の副署(署名)を必要とする。

第五十六条 枢密顧問は、枢密院官制の定めるところにより、天皇の諮問に応え、重要な国務を審議する。

## 第五章 司法

第五十七条 (一) 司法権は、天皇の名において法律により裁判所がこれを行う。(二) 裁判所の構成は、法律でこれを定める。

第五十八条 (一) 裁判官は、法律に定めた資格を備える者をもって任命する。(二) 裁判官は、刑法の宣告または懲戒の処分によるほか、その職を免ぜられることはない。(三) 懲戒の規定は、法律でこれを定める。

第五十九条 裁判の対審(公判)および判決は、これを公開する。ただし、安寧秩序または風紀を害するおそれがあるときは、法律により、または裁判所の

決議によって対審の公開を停止することができる。

第六十条 特別裁判所の管轄に属すべきものは、別に法律でこれを定める。

第六十一条 行政官庁の違法な処分により権利を侵害されたとする訴訟で

あつて、別に法律で定めた行政裁判所の裁判に属すべきものは、司法裁判所において受理する限りではない。

## 第六章 会計

第六十二条 (一) 新たに租税を課し、および税率を変更するには、法律でこ

れを定めなければならない。(二) ただし、報償に属する行政上の手数料およびその他の収納金は、前項の限りではない。(三) 国債を起こし、および予算に定められたものを除くほか、国庫の負担となるべき契約を結ぶには、帝国議会の協賛を経なければならない。

第六十三条 現行の租税は、新たに法律でこれを改めない限りは、旧来の通りこれを徴収する。

第六十四条 (一) 国家の歳出および歳入は、毎年予算をもって帝国議会の協賛を経なければならない。(二) 予算の項目を超過し、または予算外に生じた支出があるときは、後日、帝国議会の承諾を求めなければならない。

第六十五条 予算は、先に衆議院に提出しなければならない。

第六十六条 皇室経費は、現在の定額により毎年国庫からこれを支出し、将来増額を要する場合を除くほか、帝国議会の協賛を必要としない。

第六十七条 憲法上の大権に基づく既定の歳出、および法律の結果により、または法律上政府の義務に属する歳出は、政府の同意なくして、帝国議会がこれを廃止し、または削減することはできない。

第六十八条 特別の必要により、政府はあらかじめ年限を定め、継続費として

帝国議会の協賛を求めることができる。

第六十九条 避けることのできない予算の不足を補うため、または予算外に生じた必要な費用に充てるために、予備費を設けなければならない。

第七十条 (一) 公共の安全を保持するため緊急の必要がある場合において、内外の情勢により政府が帝国議會を召集することができなるときは、勅令により財政上必要な処分をすることができ。(二) 前項の場合においては、次の会期において帝国議會に提出し、その承諾を求めなければならない。

第七十一条 帝国議會において予算を議定せず、または予算が成立に至らない

ときは、政府は前年度の予算を施行しなければならない。

第七十二条 (一) 国家の歳出および歳入の決算は、会計検査院がこれを検査・確定し、政府はその検査報告とともにこれを帝国議会に提出しなければならない。  
(二) 会計検査院の組織および職権は、法律でこれを定める。

## 第七章 補則

第七十三条 (一) 将来この憲法の条項を改正する必要があるときは、勅命をもって議案を帝国議会の議に付さなければならない。(二) この場合において、両議院は各々その総員の三分の二以上が出席しなければ議事を開くこ

とができない。また、出席議員の三分の二以上の多数を得なければ改正の議決をすることができない。

第七十四条 (一) 皇室典範の改正は、帝国議会の議決を経る必要はない。

(二) 皇室典範をもってこの憲法の規定を変更することはできない。

第七十五条 憲法および皇室典範は、摂政を置いている間は、これを変更することができない。

第七十六条 (一) 法律、規則、命令、またはどのような名称を用いるにかかわらず、この憲法に矛盾しない現行の法令は、すべて従うべき効力を有する。

(二) 歳出上の政府の義務にかかわる現在の契約または命令は、すべて第六七条の例による。